

令和 8 年度岡山県強度行動障害支援に係るマネジメント研修事業に関する
業務委託参加意思確認及び提案を求める公告

「令和 8 年度岡山県強度行動障害支援に係るマネジメント研修事業」については、強度行動障害に関して専門的知識・経験等を有し、県から「発達障害者支援センター」の指定を受けている社会福祉法人旭川荘を相手方として契約を締結する予定であるが、他の者で下記 2 の資格を有し、本業務を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者からの提案書等の提出を募集する。

令和 8 年 5 月 11 日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

(1) 業務名

令和 8 年度岡山県強度行動障害支援に係るマネジメント研修事業

(2) 業務内容

令和 8 年度岡山県強度行動障害支援に係るマネジメント研修事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 委託料の上限

362,230 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

2 業務委託に参加できる者の資格

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「9 その他」、小分類が「4 研修業務」であること。
- (3) 障害福祉分野における研修又は人材育成事業の企画・実施に係る実績を有し、強度行動障害支援に関する専門的知識及び実務経験並びに同種又は類似の研修事業の実施経験を有する者を配置するなど、本業務を適切に実施できる体制を有すること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

- (5) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領(昭和 63 年 2 月 1 日施行)に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

3 契約業務に関する事務を担当する課の名称等

岡山県子ども・福祉部障害福祉課（障害福祉サービス班）
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
TEL：086-226-7345
FAX：086-224-6520
E-mail：jiritsushien@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 業務委託参加手続等

本研修業務に参加を希望する者は、次のとおり業務委託参加意思確認書（様式第1号）等を提出しなければならない。

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

ア 配布期間

令和8年5月11日（月）から令和8年5月20日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、子ども・福祉部障害福祉課のホームページからダウンロードすることもできる。（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/39/>）

(2) 業務委託参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年5月11日（月）から令和8年5月20日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

上記3の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参、電子メール又は郵送等（一般書留郵便その他配達証明が可能な方法に限る。）ただし、郵送等による場合は、提出期間までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出ができなかったものとみなす。

(3) 業務委託参加資格要件の審査

業務委託参加意思確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対しては、その旨を通知する。この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

(4) 仕様書等に対する質問の受付

ア 受付期間

令和8年5月11日（月）から令和8年5月18日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 質問方法

仕様書に対する質問・回答書（様式第2号）を、上記3の宛先にFAX又は電子メールにより送信すること。

ウ その他

技術提案書類の提出後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 提案書等の提出

業務委託を希望する者は、事業提案書（様式第3号）等を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和8年5月27日（水）午後5時まで

(2) 提出場所

上記3の場所に同じ

(3) 提出方法

持参、電子メール又は郵送等（一般書留郵便その他配達証明が可能な方法に限る。）ただし、郵送等による場合は、提出期間までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出ができなかったものとみなす。

(4) 提出書類

ア 事業提案書（第3号様式）

イ 事業計画書（第4号様式）

ウ 見積書（第5号様式）

(5) 提出部数

持参又は郵送の場合、4部（正本1部、副本3部（コピー可）とする。）

7 提案書の審査等

(1) 審査方法

別途設置する審査委員会において、提案書等を別に定める審査基準に基づき書面により審査し、総合的に判断して契約の相手方を選定する。

- (2) 審査結果の通知方法
審査後、書面により通知する。

8 その他

- (1) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）第 153 条及び第 155 条の規定による。
- (2) 提案書等の作成、提出等に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出した提案書等は返却しない。
- (4) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない
- (5) 契約締結に係る経費は、全て受託者の負担とする。